

午後 4 時 開議

○議長（木下一己君） ただ今から、休会を解き、会議を再開いたします。

本日の会議は、委員会審査の都合によって、会議規則第 9 条第 1 項の規定により、午後 5 時までとなっておりますが、同規則の規定によりまして、会議時間を延長いたします。

開議時刻は午後 5 時に繰り下げて開くことといたします。

ここで、委員会審査のため休会といたします。

午後 4 時 1 分 散会

午後 5 時 開議

○議長（木下一己君） ただ今から、休会を解き、本会議を再開いたします。

本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

○議長（木下一己君） 日程第 1 議案第 1 号「下川町空家等対策協議会条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において、当委員会に付託を受けた、議案第 1 号 下川町空家等対策協議会条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本条例は、人口減少社会を迎えた日本の抱える社会問題として、空き家問題が急速に顕著化する中であって、本町における空き家対策を総合的かつ計画的に推進するため、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく協議会を設置するための条例を新たに制定するものであります。

本条例は、第 1 条「設置」、第 2 条「所管事項」、第 3 条「組織等」、第 4 条「会長」、第 5 条「会議」、第 6 条「委任」からなるもので、附則で公布の日からの施行を規定しています。

担当課長などからの説明の下に審査を行いました。

課長から、「空家等対策計画の策定によって、対策事業に対して交付金の財源措置が見込める。この計画を協議するための協議会条例である。今後、空き家対策のための条例化を検討していく。協議会は協議機関である。第 3 条の組織等の委員について、地域住民委員は公区長からと公募などを考えている。」などの説明がありました。

委員からは、「町議会議員が委員となるべきではないのではないか。」との意見がありました。

以上、当委員会の審査の結果、町議会議員は法に定めるもの以外、構成員とすることは好ましくない。法務・学識経験者及び有識者にすることによってカバーできる。

以上のことから、別紙のとおり修正するものであります。

議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。
よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案及び修正案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、修正です。

議案第1号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第2 議案第2号「下川町総合計画審議会条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案につきましては、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を

求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会本会議において、当委員会に付託を受けた、議案第2号 下川町総合計画審議会条例等の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本案は、総合計画の推進に当たり、より効果的な計画推進体制の構築を図るとともに、効率的な審議会運営を目的として、関係する条項について、下川町総合計画審議会条例ほか4条例を条建てで改正を行おうとするものです。

主な改正内容は、総合計画審議会の委員数20人以内から24人以内に変更するとともに、各審議会において、委員の任期の統一化を図ろうとするものです。

委員から、「大審議会制へ移行するとのことか。全ての審議会の任期改正を考えなかったのか。委員会などの構成員に町外者を選任する根拠は。」などの質問がありました。

これに対して、担当課長から、「本改正によって全ての審議会任期が平成32年3月までとなり統一できる。大審議会制を進めるに当たり、イメージは各審議会から数名選出する。また、大審議会で議論して、各審議会に下ろす。女性委員は現在、全体で72名、比率として29%となっている。町外者の選任は特に規定はない。」などの説明がありました。

以上、当委員会の審査の結果、本条例は、原案どおり可決すべきものと決したところであります。

議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。
よろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 2 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

したがって、議案第 2 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 日程第 3 議案第 7 号「平成 29 年度下川町一般会計補正予算(第 1 号)」を議題といたします。

本案につきましては、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長(春日隆司君) 今定例会において、当委員会に付託を受けた、議案第 7 号 平成 29 年度下川町一般会計補正予算(第 1 号)について、御報告いたします。

本議案について、会期中に十分審議を終えることができないことから、閉会中の継続審査とするものです。

以上、議員各位の御協賛をお願い申し上げ、経過と結果について報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長(木下一己君) ただ今、総務産業常任委員長より、継続審査すべきものと決定した旨の報告がありましたので、議案第 7 号を委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(木下一己君) 日程第 4 議案第 13 号「議会の議決に付すべき工事請負契約について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷 一之君) 議案第 13 号 議会の議決に付すべき工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案は、6 月 15 日執行の第 4 次建設工事入札において、予定価格が 5,000 万円以上の契約につきまして、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

「上名寄集住化住宅等建設工事」につきましては、平成 28 年度繰越明許費で行う、内閣府の地方創生拠点整備交付金の採択を受け、実施するものであります。

工事の概要につきましては、木造平屋建て共同住宅 1 棟 4 戸を建設するものであります。

入札の経過につきましては、下川町建設工事等入札参加者指名選考委員会規程に基づき、5 月 30 日に開催いたしました指名選考委員会におきまして、これまでの実績と今回発注工事の内容等を勘案し、7 者を指名することに決定し、指名競争入札を行った次第であります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 13 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 5 発議第 1 号「2018 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 4 番 奈須憲一郎 議員。

○4 番（奈須憲一郎君） それでは、発議第 1 号 2018 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書について説明します。

趣旨については、既に初日の請願趣旨説明が済んでおりますので、意見書の内容について説明します。

まず 1 点目、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償となるよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を 2 分の 1 に復元すること。

2 「30 人以下学級」の早期実現に向けて、小学校 1 年生から中学校 3 年生の学級編制標準を順次改定すること。また、地域の特性に合った教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子供たちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図ること。

3 給食費、修学旅行費、教材費など、保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保・拡充を行うこと。

4 就学援助制度・奨学金制度の拡充、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保・拡充を図ること。

5 働き方改革の一環である「長時間労働の是正」において、教職員の多忙と超勤の実態解消に向けた、より実効ある対策を早期に実現すること。

6 高校授業料無償制度への所得制限撤廃及び朝鮮学校の授業料無償化適用除外の撤回を実現すること。

7 教育諸課題の解決に向けて、人材確保が重要であるため、子供たちの最大の教育条件である教職員の勤務条件、給与水準を改善すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出するものです。

提出先は、衆・参両院議長、内閣総理大臣、以下各大臣となっております。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（木下一己君） ただ今、提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第6 発議第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 4番 奈須憲一郎 議員。

○4番（奈須憲一郎君） それでは、発議第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書について、趣旨説明をいたします。

既に初日に請願趣旨説明が済んでおりますので、求める事項について説明します。

1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

3 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。

4 災害時において住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

5 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

6 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「まち・ひと・しごと創生事業費」等については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保

すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。

7 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものです。

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、以下各大臣となっております。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第7 発議第3号「平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 4 番 奈須憲一郎 議員。

○4 番（奈須憲一郎君） それでは、発議第 3 号 平成 29 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について、提案趣旨を申し上げます。

趣旨については、請願趣旨説明で済んでおりますので、その要望内容を説明します。

1 「できる限り早期に全国最低 800 円を確保」「平成 32 年までに全国平均 1,000 円をめざす」という目標を掲げた「雇用戦略対話合意」、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」、さらには「ニッポン一億総活躍プラン」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

2 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額 896 円）を下回らない水準に改善すること。

3 厚生労働省のキャリアアップ助成金を有効活用した最低賃金の引上げを図ること。

同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を行うよう、国に対し要請すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出するものです。

提出先は、北海道労働局局長並びに北海道地方最低賃金審議会会長となっております。

議員各位の御賛同賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（木下一己君） ただ今、提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、発議第 3 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第8 「閉会中の議員派遣の申し出について」を議題といたします。

議会運営委員会から、北海道町村議会議員研修会等に出席のため、7月4日から5日までの2日間について、議会広報特別委員会から、議会広報研修会に出席のため、8月22日から23日までの2日間について、各委員会から議員派遣の申し出がありましたので、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、閉会中の議員派遣とすることに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、平成29年第2回下川町議会定例会を閉会いたします。

午後5時28分 閉会

○議長（木下一己君） ここで、町長から御挨拶があります。

○町長（谷 一之君） 本定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

議員の皆様には、時節柄御多用のところ、本定例会に御出席を賜り、提案させていただきました議案等、精力的に審査いただきました。1件の議案を継続審査ということで、今議会においては議決をみることができませんでしたけれども、その他の議案につきましてはお認めをいただき、心より感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

本年度の当初予算を含め、今回議決いただいた議案、そしてまた施策等、しっかりと執行してまいりたいと、このように考えてございますので、変わらぬ御指導をお願い申し上げますとともに、7月の盛夏を迎える季節になってまいりますので、御自愛いただきますことを御祈念申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（木下一己君） 以上をもって、散会とします。御苦労さまでした。